

あわら市プログラミング講師育成業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

社会のあらゆる場面でデジタル化が進展する中、国においても、デジタル庁の設置（令和3年9月）や「デジタル社会実現に向けた重点計画」の策定（令和3年10月）、さらにはデジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月）の閣議決定など、デジタル社会形成のため、デジタル化の取組やデジタル人材の育成・確保を進めている。

このため、市では「デジタル人材の育成」を施策の柱とし、高齢者向けのスマホよろず相談所の開設や職員のDX推進員の任命などに取り組んでいる。また、GIGAスクール構想の推進により一人一台のタブレット端末の配備や、アプリを使った効果的な学習を進め、児童生徒一人ひとりのニーズにあった学習環境の構築を進めている。

本業務においては、地域の子どもたちがプログラミングに触れる機会を作り、デジタル人材の育成や論理的な考え方を学べる環境を整備するため、プログラミングを教えることのできる講師を育成することを目的とし、実施することとする。

2 業務概要

(1) 業務名

あわら市プログラミング講師育成業務

(2) 業務内容

別紙「あわら市プログラミング講師育成業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

(4) 提案上限金額

本業務に関する全体費用の上限は、165,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) あわら市入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。

- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に本業務を履行できる者であること。

4 選定方法

本業務に対する適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書により、当該応募者の適性及び遂行の能力について審査し、適切な事業者を選定する。

5 プロポーザル等の日程

- (1) 公募開始 令和4年12月23日(金)
- (2) 参加表明書提出期限 令和5年1月11日(水) 午後5時15分
- (3) 質問事項提出期限 令和5年1月13日(金) 午後5時15分
- (4) 質問に対する回答期限 令和5年1月20日(金)
- (5) 企画提案書提出期限 令和5年1月27日(金) 正午
- (6) 企画提案審査委員会 令和5年1月31日(火)
- (7) 選定結果の通知 審査決定後、速やかに
- (8) 契約の締結 令和5年2月上旬

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、電子メールにより参加表明書(様式1)を提出するものとする。

7 質問事項の受付及び回答

質問事項がある場合は、質問内容を記載し(任意様式)、次のとおり電子メールにより送信すること。

- (1) 送信先 jyouho@city.awara.lg.jp
- (2) 受付期限 令和5年1月13日(金) 午後5時15分
- (3) 回答方法 競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、市ホームページにて公表する。

8 企画提案書等の作成

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成すること。なお、企画提案書等は1者1提案とする。

- (1) 企画提案書(任意様式。ただし、次の事項を盛り込むこと)
 - ①業務実施方針(業務のトータルコンセプト)
 - ②業務内容(仕様書の各要件に沿うこと)

③実施スケジュール

④参考となる実績

(2) 担当予定講師の経歴(任意様式)

(3) 実施体制(任意様式)

(4) 見積書(任意様式)

※内訳を出来る限り詳細に記載すること。

(5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式第2号)

(6) 会社概要(会社案内、会社パンフレット等)

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限までに、製本データPDFを電子メールにより提出するものとする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出されたものは返却せず、審査終了後は、本市の規程に基づき処分する。

(4) 提出期限後の提出及び差し替え、再提出は認めない。

10 企画提案書の審査

審査は、あわら市プログラミング講師育成業務企画提案審査委員会が、企画提案書の内容に基づき行うこととし、プレゼンテーションは実施しない。

審査に当たっては、「企画提案内容」「業務遂行能力」「業務実施体制」「経費の妥当性」の観点から評価及び採点し、総評価得点数が第1位の者を委託候補者として選定する。

選定した委託候補者と契約できない事情が発生した場合は、総評価得点数が第2位で、かつ総評価得点数が最高総評価点数の6割以上である者を委託候補者とする。なお、提案者が1者のみの場合であっても、本業務を遂行できるかを判断するための審査を実施し、総評価得点数が6割以上である場合は委託候補者とする。

11 審査基準

(1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会において、以下のとおり定める審査基準に基づいて評価及び採点を行い、優先交渉権者を1者選定する。

【審査項目】

| 審査項目 | 配点 |
|--------|-----|
| 企画提案内容 | 50 |
| 業務遂行能力 | 30 |
| 業務実施体制 | 10 |
| 経費の妥当性 | 10 |
| 合計 | 100 |

【審査基準】

| 審査項目 | 審査基準 | 審査基準点 | 乗数(ウェイト) | 配点 |
|--------|--|--|----------|-----|
| 企画提案内容 | 本業務の目的を理解し、仕様書の内容を反映した有益な内容となっているか。 | 5 | × 2 | 10 |
| | 受講者のモチベーションを高く保つ工夫はあるか。 | 5 | × 3 | 15 |
| | 受講者が地域で自走できるような仕組みやサポート体制など工夫はあるか。 | 5 | × 5 | 25 |
| 業務遂行能力 | 講師及びサポートメンバーは、この研修内容に関連した高い専門性を持っているか。 | 5 | × 3 | 15 |
| | 講師は及びサポートメンバーは、他自治体や民間での類似業務実績が十分であるか。 | 5 | × 3 | 15 |
| 業務実施体制 | 適切な業務管理、不測事態等への対応など確実に実施が可能であるか。 | 5 | × 2 | 10 |
| 経費の妥当性 | 経費が妥当性であり、企画提案内容と整合が取れているか。 | 最低見積額を10点とする。 その他の見積額は10点×(最低見積額/見積額)とする。 ※小数点第1位を四捨五入する | | 10 |
| 合計 | | | | 100 |

【評価基準】

| 評価(審査基準点) | 評価内容 |
|-----------|-------|
| 5 | 非常に優秀 |
| 4 | 優秀 |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや劣る |
| 1 | 劣る |

- (3) 優先交渉権者は、評価点及び価格点の総合計点の最高得点者となる。なお、評価点及び価格点の総合計点が同点の場合は、出席した委員の過半数で決定する。また、総合計点が100点満点中50点を満たさない場合は優先交渉権者とならない。
- (4) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- (5) 審査内容、結果についての意義は認められない。

12 審査結果の通知

審査結果及び選定結果については、審査決定後速やかに、全ての提案者に文書で通知し、市ホームページに「委託予定先事業者」「委託期間」「委託金額」「審査結果(順位、点数、契約候補者

名)」の項目を掲載する。

13 契約の締結

- (1) 提案された内容は、契約前の段階において、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。
- (3) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者を優先交渉権者とし、協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、契約を締結するものとする。
- (4) その他「あわら市契約事務規則」を遵守すること。

14 育成講座実施に向けた調整

- (1) 育成講座日程
 - ア 日程の調整については、選定結果の通知以降、受注者と随時実施する。
 - イ 育成講座内容の具体的な打合せについては、原則として、育成講座実施日の1週間前までに実施する。
- (2) 育成講座内容
 - ア 提出していただいた企画提案書をベースに、より詳細なカスタマイズ(テキストを含む)を依頼する場合がある。
 - イ 必要に応じて講師にも打合せに参加していただく。
- (3) 事前説明会について
 - ア 育成講座受講生の募集にあたって、事前説明会を2月12日に実施することとしているが、当該説明会における協力をを行うこと。

15 その他留意事項

- (1) 以下に関する事項は、原則市で対応する。
 - ア 育成講座受講者の募集、選定
 - イ 受講方法等に関する受講生からの質問等対応
- (2) 受注者は、業務を円滑に遂行するために逐次、市と連絡調整を行うこと。
- (3) 提案が採用された後も、天災等のやむを得ない事情による実施回数の変更等の特別な場合を除き、提案者の都合による見積金額の変更はできない。

16 実施者及び担当課

実施者：あわら市

担当課：あわら市創造戦略部政策広報課 スマートシティ推進グループ 担当：西田 浩也

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8005(直通)

E-mail jyouho@city.awara.lg.jp